令達した訓令一覧

令和８年

| 令達番号 | 訓令名 |
| --- | --- |
| 21 | 杉並区役所処務規程の一部改正 |
| 22 | 杉並区職務権限規程の一部改正 |
| 23 | 杉並区職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正 |
| 24 | 杉並区職員表彰規程の一部改正 |
| 25 | 杉並区競争入札参加資格審査委員会規程の一部改正 |
| 26 | 杉並区談合情報取扱規程の一部改正 |
| 27 | 杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程の一部改正 |
| 28 | 杉並区特定個人情報取扱規程の一部改正 |

杉並区訓令第２１号

庁中一般　福祉事務所　保健所
事業所　教育委員会事務局　教
育機関　選挙管理委員会事務局
監査委員事務局　農業委員会事
務局　議会事務局

杉並区役所処務規程（昭和４０年杉並区訓令甲第６号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第４条第２項中「担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）」を「副区長」に改め、同条第３項から第９項までの規定中「担任副区長」を「副区長」に改める。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区訓令第２２号

庁中一般　福祉事務所　保健所
事業所　教育委員会事務局　教
育機関　選挙管理委員会事務局
監査委員事務局　農業委員会事
務局　議会事務局

杉並区職務権限規程（昭和４６年杉並区訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第４条第１項中「であるときは、担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）がその」を「のときは、副区長が、区長が決裁を行うべき」に改め、同条第２項中「担任副区長がともに不在のとき又は担任副区長が」を「副区長が共に」に、「その」を「、区長が決裁を行うべき」に改め、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「その事案」を「、当該課長が決裁を行うべき事案」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「その事案」を「、当該部長が決裁を行うべき事案」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　副区長が不在のときは、主管の部長が、副区長が決裁を行うべき事案を代決することができる。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区訓令第２３号

庁中一般　福祉事務所　保健所
事業所　教育委員会事務局　教
育機関　選挙管理委員会事務局
監査委員事務局　農業委員会事
務局　議会事務局

杉並区職員懲戒分限審査委員会規程（昭和５０年杉並区訓令甲第３６号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第３条第２項中「総務部を担任する」を削る。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区訓令第２４号

庁中一般　福祉事務所　保健所
事業所　教育委員会事務局　教
育機関　選挙管理委員会事務局
監査委員事務局　農業委員会事
務局　議会事務局

杉並区職員表彰規程（平成４年杉並区訓令甲第４１号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第６条第２項中「総務部を担任する」を削る。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区訓令第２５号

庁中一般　福祉事務所　保健所
事業所　教育委員会事務局　教
育機関　選挙管理委員会事務局
監査委員事務局　農業委員会事
務局　議会事務局

杉並区競争入札参加資格審査委員会規程（昭和５２年杉並区訓令甲第８号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第３条中「、副委員長（前条第１号に規定する所掌事項を調査審議する場合に限る。）」を削り、同条第１号中「委員長　総務部を担任する副区長
副委員長　副区長（委員長となる副区長を除く。）」を「委員長　副区長」に改め、同条第２号中「都市整備部土木管理課長
都市整備部建築課長　」を「都市整備部建築課長
都市整備部土木管理課長」に改める。

第４条第２項中「副委員長（前条第２号に規定する所掌事項を調査審議する場合にあつては、委員長があらかじめ指名する委員）」を「委員長があらかじめ指名する委員」に改める。

第６条第１項中「（副委員長を含む。以下同じ。）」を削る。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区訓令第２６号

庁中一般　福祉事務所　保健所
事業所　教育委員会事務局　教
育機関　選挙管理委員会事務局
監査委員事務局　農業委員会事
務局　議会事務局

杉並区談合情報取扱規程（平成１２年杉並区訓令甲第５１号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第２条第２項中「、副委員長」を削り、同条第４項中「副委員長」を「委員長があらかじめ指名する委員」に改める。

別表中「委員長　総務部を担任する副区長
副委員長　副区長（委員長となる副区長を除く。）」を「委員長　副区長」に改める。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区訓令第２７号

庁　　中　　一　　般
福　祉　事　務　所
保　　健　　所
教育委員会事務局
選挙管理委員会事務局

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム等セキュリティ対策規程（平成２０年杉並区訓令第３３号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第３条第２項中「政策経営部を担任する」を削る。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。

杉並区訓令第２８号

庁中一般
福祉事務所
保　健　所
事　業　所

杉並区特定個人情報取扱規程（平成２７年杉並区訓令第２２号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１８日

杉並区長　　岸　　本　　聡　　子

第２条第２項中「政策経営部を担任する」を削る。

附　則

この規程は、令和８年９月２１日から施行する。